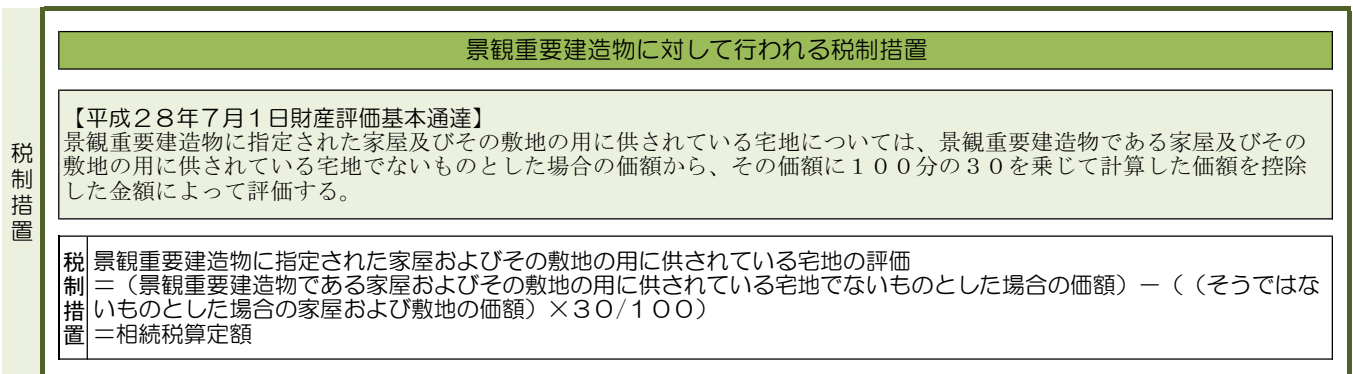
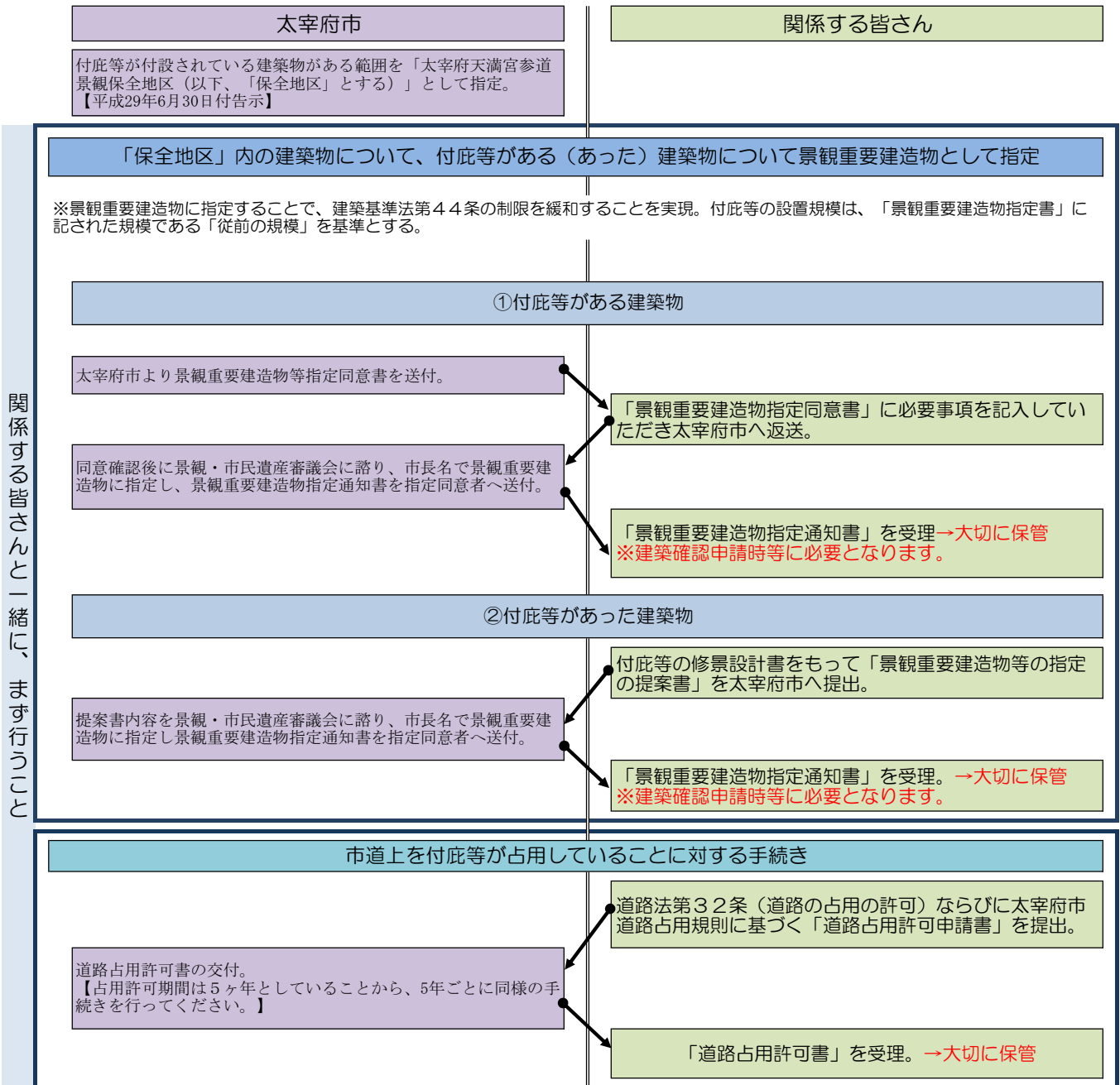


■太宰府天満宮参道の付庇等のある景観を守る制度

- 目的 明治28年以前からその時々で更新されてきた付庇等のある参道景観を保全する。
- 方法 目的を達成するために建築基準法第44条(道路内の建築制限)の緩和を行う。
- 範囲 太宰府天満宮参道景観保全地区内
- 具体的な方法



太宰府市

付底等が付設されている建築物がある範囲を「太宰府天満宮参道  
景観保全地区（以下、「保全地区」とする）」として指定。  
【平成29年6月30日付告示】

関係する皆さん

景観重要建造物の指定の範囲内において、増築、改築、移転もしくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更を伴う場合

景観重要建造物指定範囲を変更する場合（増築、改築、移転、外観変更を伴う修繕若しくは模様替、色彩の変更）は、景観法第22条（現状変更の規制）に基づく「現状変更申請書（様式第16号）」を提出。



変更内容によっては、景観法16条に係る景観事前協議申出書（様式第4号）および景観計画区域内行為届出書（様式第1号）の提出も必要となります。

現状変更申請内容について、問題がなければ市長名で景観重要建造物現状変更許可通知書の送付。

「景観重要建造物現状変更許可通知書」を受受理  
→大切に保管※建築確認申請時等に必要となります。

道路占用許可書の交付。

道路法第32条（道路の占用の許可）ならびに太宰府市道路占用規則に基づく「道路占用許可申請書」を提出。

申請内容に沿って施工。  
【工事を中止した場合は、「現状変更中止届出書（様式第20号）」の提出が必要となります】

景観重要建造物現状変更完了届出書受理。

施工完了後に、「景観重要建造物現状変更完了届出書（様式第19号）」を太宰府市に提出。

建物に何か手を入れられる時に行うこと

建築確認申請が必要な行為を行う場合

建築確認申請が必要な行為を行う場合は、建築確認申請の際に以下の書類の提出が求められます。

- ・景観重要建造物指定通知書（様式第12号）
- ・景観重要建造物現状変更許可通知書（様式第17号）
- ・景観形成基準及び景観育成基準適合通知書（様式第5号）

※確認申請の際に、道路法第32条に基づく道路占用許可書（様式第2号）を



その他行うこと

景観重要建造物の指定内容（所有者、所有者の住所など）を変更する場合

各種変更手続きが必要になります。  
【景観重要建造物の所有者が変更になる場合】

- ・景観重要建造物所有者等変更届を提出  
→都市計画課まで
- ・道路占有許可に関する変更届を提出  
→建設課まで

その他ご不明な点は以下へお問い合わせください。  
【問い合わせ先】  
太宰府市都市整備部都市計画課  
景観・歴史のまち推進係  
TEL:092-921-2121(内線424・425)

